

蕨市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

蕨市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年蕨市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、利用乳幼児が」を削り、「より」の次に「、利用乳幼児が」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第15条第1項中「については」を「について」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第19条第6号中「、幼児」を「及び幼児」に改める。

第22条第2項中「市から」を「市からの」に改める。

第29条第5号中「及び」を「の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、」に、「、前号」を「前号」に改め、同条第7号中「、次」を「次」に改め、同号イの表中「同条第3項第3号、第4号及び第10号」を「同項第3号、第4号及

び第10号」に改める。

第44条中第8号中「、次」を「次」に改め、同号イの表中「同条第3項第3号、第4号及び第10号」を「同項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月26日提出

蕨市長 賴高英雄